質問・回答

令和6年5月8日公表

開	札予定日	令和 6 年 6 月 25 日(火)
調 達 件 名		創成川水再生プラザで使用する特別高圧電力 茨戸水再生プラザで使用する特別高圧電力 豊平川水再生プラザで使用する特別高圧電力 東部水再生プラザで使用する特別高圧電力 新川水再生プラザで使用する特別高圧電力 伏古川水再生プラザで使用する高圧電力 厚別水再生プラザで使用する高圧電力 手稲水再生プラザで使用する高圧電力 手稲水再生プラザで使用する高圧電力 手稲中継ポンプ場で使用する高圧電力
電気料金の算定方法について		
質問I	各案件の仕様書 2 需給仕様(9)その他 ア に「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件(適用期間を含む。)によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。」と記載があります。 また、契約書(案)第12条の第3項には「電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により契約単価を変更する必要が生じた場合は、受注者は、前2項の規定にかかわらず、通知をもって協議に代えることができる。」とあります。 弊社では燃料費調整による料金単価の調整は行っておりませんが、燃料費調整を行わないことで燃料市況の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が固定化されることにより予算管理にも貢献できるかと思います。 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整は考慮しないこととなっておりますが、弊社のように燃料費調整がない事業者が落札した場合には実際の請求時にも燃料費調整を行わないということで応諾いただけますでしょうか。	
回答	電気料金は契約約款第11条第2項に基づき算定いたしますので、同項第2号のとおり、燃料費調整等による調整を行います。 したがって、燃料費調整を行わないで電気料金を算定することはできませんので、入 札金額は当該調整額等を考慮して設定してください。	